

児童生徒ステイホーム特別給付金事業

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校が臨時休業となり、学業の遅れだけでなく、給食に代わる食費が膨らむなど、各家庭の負担が増加している状況に鑑み、市独自の緊急対策として、市内に住所を有する小・中学生を対象に給付金を支給します。

支給対象者 4月27日現在、本市に住民登録がある小・中学生の属する世帯主

給付額 対象となる小・中学生 1人当たり1万円

申請方法 5月下旬に対象世帯へ通知していますので、同封の申請書を返送してください。指定された口座へ振り込みます。

●問い合わせ 市教育総務課 ☎22-2272 FAX22-2270

新型コロナウイルス感染症に関連する人権の配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染された方々やその家族、医療機関関係者、外国人の方等に対する不当な差別、偏見、いじめ、SNS等における誹謗中傷等は、許されるものではありません。

正しい情報に基づき、人権意識をもって、冷静に行動していただきますようお願いします。

ひとりで悩まず、ご相談ください。

◆みんなの人権110番（法務局）

0570-003-110

【日時】平日8時30分～17時15分

◆子どもの人権110番

0120-007-110

【日時】平日8時30分～17時15分

◆外国人権利相談ダイヤル

0570-090911

【日時】平日9時00分～17時00分

◆上記の相談窓口については、祝日、年末年始を除きます。

※心配なことや相談等がありましたら、つぎの相談窓口をご利用ください。

一般電話相談窓口（フリーダイヤル）TEL 0120-109-410 FAX 088-621-2841

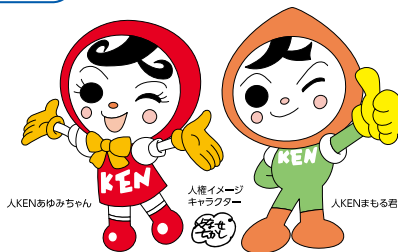
※次のページも参照ください。

厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

徳島県

<http://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/kansensho/5034012/>



●問い合わせ 市人権課 ☎22-2229 FAX22-2260

特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください！

市や総務省などが、以下のようなことをお願いすることはありません。

- 現金自動預払機（ATM）の操作を求めること
- 手数料の振り込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

※暗証番号・口座番号・マイナンバーを他人に教えたり、通帳・キャッシュカードを他人に渡したりしないでください。



吉野川市事業者応援給付金

新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている飲食・宿泊・運輸業者に給付金を交付し、事業継続に向けて経営を支援します。

1. 対象事業者

- (1) 飲食業（店舗内での飲食サービスを主とする事業者で店内に客席を設け、客に飲食をさせることを主としている業態。テイクアウト、宅配サービス、「イートインコーナー」を設置しているコンビニ、スーパーなどは除く）
- (2) 宿泊業（ホテル・旅館・民宿など ※風営法の営業許可を必要とする宿泊施設を除く）
- (3) 運輸業（貸切バス事業、タクシー事業、自動車運転代行業）

2. 給付要件

令和2年4月1日時点で市内に本社または営業所を有し、①または②に該当する事業者

①申請日において現に営業している事業者

②令和2年3月1日以降に休業したが、事業を再開する予定がある事業者

※吉野川市暴力団排除条例第2条第1項第2号および第3号に該当する者は除く。

3. 給付金額

※経営者が市外に住所を有する事業者は下記給付額の1/2の金額とする。

| 区分 | | 給付額 |
|---------------------------|---------------|-------------------|
| 飲食業 | 一律支給 | 1店舗あたり 10万円 |
| | 宿泊定員数 1人～10人 | 10万円 |
| 宿泊業 | 宿泊定員数 11人～20人 | 20万円 |
| | 宿泊定員数 21人～30人 | 30万円 |
| | 宿泊定員数 31人～40人 | 40万円（上限50万） |
| | 宿泊定員数 41人～ | 50万円（上限50万） |
| 貸切バス事業、タクシー事業 自動車運転代行業 | 貸切バス | 1台あたり 10万円（上限50万） |
| | その他車輛 | 1台あたり 5万円（上限25万） |

4. 申請方法

(1) 郵送による申請

(2) 窓口による申請 受付場所 市商工観光課（東館1階）

受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限り窓口での申請はお控えください。

5. 必要書類

★の様式は、商工観光課、各支所（川島、山川、美郷）に設置しています。
市ホームページからもダウンロードできます。

| 飲食業 | 宿泊業 | 貸切バス事業、タクシー事業 自動車運転代行業 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| (1) 申請書★ | (1) 申請書★ | (1) 申請書★ |
| (2) 誓約書★ | (2) 誓約書★ | (2) 誓約書★ |
| (3) 営業許可証の写し | (3) 営業許可証の写し | (3) 営業許可証の写し |
| (4) 経営者の住所がわかる書類の写し（運転免許証、健康保険証等） | (4) 経営者の住所がわかる書類の写し（運転免許証、健康保険証等） | (4) 経営者の住所がわかる書類の写し（運転免許証、健康保険証等） |
| (5) 店舗の写真 | (5) 施設の写真 | (5) 車検証の写し |
| (6) 直近1カ月の売上がわかるものの写し（売上台帳等） | (6) 直近1カ月の売上がわかるものの写し（売上台帳等） | (6) 自動車代行保険証の写し（自動車運転代行業に限る） |
| (7) 振込先口座がわかる通帳の写し | (7) 振込先口座がわかる通帳の写し | (7) 直近1カ月の売上がわかるものの写し（売上台帳等） |
| | | (8) 振込先口座がわかる通帳の写し |

6. 受付期限

8月20日（木）（郵送による申請の場合は当日消印有効）

●問い合わせ・申し込み

市商工観光課 商工振興係 ☎22-2226 FAX22-2237

〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1

市ホームページアドレス <https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/>